平成２１年１月６日

お得意様各位

株式会社　タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜１０４
Email:ss@tatemura.co.jp

# ＬＸ / System-Ｖ
# 平成20年分 確定申告書・個人決算書等プログラムのご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、確定申告を間近に控え、弊社では本年も税制改正に伴い『所得税確定申告書システム』『個人決算書プログラム』及び『贈与税申告書プログラム』の変更を致します。詳しい内容につきましては後頁の案内をご一読下さい。

**重要**

所得税確定申告書システム をご利用のお客様へ

・平成20年版より各ユーザの住所等の基本登録を、[1100]GP申告情報登録データから転記するようにプログラムを改善致しました。
これに伴い、各ユーザでの[1100]GP申告情報登録が必要となります。
プログラム更新の前までに同封の「準備のお願い」をご一読いただき、お手数ですが事前準備作業を行って頂きますようお願い致します。

・確定申告は電子申告に対応しています。（別途プログラムが必要です。）
お持ちでないお客様で、電子申告をご希望のお客様はシステムサービス課又は各営業担当にお問い合わせ下さい。

つきましては、変更内容をご参照の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。
(改正保守にご加入のお客様はご注文は必要ありませんが、説明書等が必要な場合は1月20日頃までにご注文頂きますようお願い致します。)

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

| 受　注　締　切　日 | 1月20日 |
|---|---|
| プログラム発送日 | 2月2日頃　(電子申告発送日 2月13日頃) |

※1月20日以降のご注文につきましては上記の発送完了後、順次発送致します。

※発送日はプログラムの完成状況により変更する場合があります。変更があった場合は追ってご連絡致しますので、弊社案内にご注意下さい。
尚、電子申告プログラムについては2月13日頃の発送を予定しています。

## 送付資料目次



送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いします。尚、保守にご加入のお客様はﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙをご利用下さい。
ＴＥＬ　０４２－５５３－５３１１(AM10:00-12:00 PM1:00-3:30　)
ＦＡＸ　０４２－５５３－９９０１

以上

メールアドレス登録のお願い

登録していただいたお客様へ弊社からの案内メールを送信するサービスを行っております。ご登録をご希望のお客様、また既にご登録頂いているメールアドレスを変更されたお客様は、メールアドレスのご登録をお願い致します。
//www.ss.tatemura.com/ から登録が行えます。もしくは同封の注文書のEmailｱﾄﾞﾚｽ欄にご記入の上、ＦＡＸしていただくことでもご登録できます。

# 所得税確定申告書システム変更内容

09.01

平成20年の確定申告書プログラムは下記の内容について変更を行います。

## ●様式変更に伴う改正

・各表共通内容

| ＜旧＞ | | ＜新＞ |
|---|---|---|
| 「平成19年分以降」 | → | 「平成20年分以降」 |
| 「寄付金控除」 | → | 「寄附金控除」 |
| 「政党寄付金特別控除」 | → | 「政党寄附金特別控除」 |

・Ａ・Ｂ第２表「寄附金控除」欄及び「住民税に係る事項」又は「住民税・事業税に関する事項」

・還付先の金融機関欄において、「出張所」が追加となり、「郵便局名等」の表示になりました。[1100]GP申告情報の登録文字数は12文字できますが、確定申告においては9文字内であれば枠内に収まります。20年のプログラムが届きましたら[10]基本情報登録で確認をお願いします。

・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
特定増改築等に係る事項の入力枠の変更及び住宅借入金等特別控除額の計算の変更を致しました。又、『計算欄』の印刷を追加致しました。

■ 平成　　年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書　FA4013 ■

提出用

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○ この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

**1 住所及び氏名**

| | |
|---|---|
| 住所 | 郵便番号　－<br>電話番号　（　　） |
| フリガナ | |
| 氏名 | |

(共有者の氏名)　※共有の場合のみ書いてください。

| | |
|---|---|
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| フリガナ | |
| 氏名 | |

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

**2 新築又は購入した家屋等に係る事項**

| | 家屋に関する事項 | 土地等に関する事項 |
|---|---|---|
| 居住開始年月日 | ㋑ 平成 | 平成 |
| 取得対価の額 | ㋺ | ㋭ |
| 総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。 | ㋩ | ㋬ |
| うち居住用部分の(床)面積 | ㋥ | ㋣ |

**3 増改築等をした部分に係る事項**

| | |
|---|---|
| 居住開始年月日 | ㋠ 平成 |
| 増改築等の費用の額 | ㋷ |
| うち居住用部分の金額 | ㋦ |

※ ㋷の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

**4 家屋や土地等の取得対価の額**

| | Ⓐ 家屋 | Ⓑ 土地等 | Ⓒ 合計 | Ⓓ 増改築等 |
|---|---|---|---|---|
| あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。 ① | ／ | ／ | | ／ |
| あなたの持分に係る取得対価の額等 ② | ㋺又は(㋺×Ⓐの①) | ㋭又は(㋭×Ⓑの①) | Ⓐの②＋Ⓑの②又はⒶの②・Ⓑの② | ㋷又は(㋷×Ⓓの①) |

**5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高**

| | Ⓔ 住宅のみ | Ⓕ 土地等のみ | Ⓖ 住宅及び土地等 | Ⓗ 増改築等 |
|---|---|---|---|---|
| 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ③ | | | | |
| 連帯債務に係るあなたの負担割合(付表の⑭の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。 ④ | | | | |
| 住宅借入金等の年末残高(付表の⑯の金額) ※連帯債務がない場合には③の金額を書きます。 ⑤ | | | | |
| ②と⑤のいずれか少ない方の金額 ⑥ | | | | |
| 居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。 ⑦ | ㋥÷㋩ | ㋣÷㋬ | | ㋦÷㋷ |
| 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑥×⑦) ⑧ | | | | |

住宅借入金等の年末残高の合計額(Ⓔの⑧＋Ⓕの⑧＋Ⓖの⑧＋Ⓗの⑧)　⑨
※ ⑨欄の金額を(付表)の控用の裏面の【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」に転記します。

(注) ⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。
②欄の金額（　　円）－ 特例の適用を受けた金額（　　円）＝（　　円）

**6 特定増改築等に係る事項**　※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)……… □
2 障害者(1に該当する方を除きます。)……………… □
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)……………… □
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名（　　　）続柄（　　）

| | | |
|---|---|---|
| ⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 | ⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額 | ⑫ ⑩－⑪(30万円を超える場合に限ります。) |
| ⑬ 断熱改修工事等の費用の額(30万円を超える場合に限ります。) | ⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額(30万円を超える場合に限ります。) | ⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫＋⑭) |
| ⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×Ⓓの①) | 特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑨と⑯のいずれか少ない方の金額)(最高200万円) | ⑰ |

~~※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。~~
※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

**7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額**((付表)の控用の裏面の【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。　番号
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から5のいずれかを選択する方を除きます。)
2 平成19年中又は平成20年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を選択した方
3 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
4 平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
5 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)　⑱　00
※(付表)の控用の裏面の【計算欄】の⑱欄の金額を転記します。

**8 控除証明書の要否**

平成 1年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。　要する

整理欄　登家　登土　契家　契土　台帳番号 一連番号

←特定増改築等に係る事項が変更となり様式及び計算を変更致しました。

計算欄の印刷を追加致しました。→

【計算欄】(次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額
(「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。)　⑨　円

| | | 居住の用に供した日等 | 算式等 | ⑱(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から5のいずれかを選択する場合を除きます。) | 平成20年中に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.01 ＝ | (最高20万円) 円 00 |
| | | 平成19年中に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.01 ＝ | (最高25万円) 円 00 |
| | | 平成18年中に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.01 ＝ | (最高30万円) 円 00 |
| | | 平成17年中に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.01 ＝ | (最高40万円) 円 00 |
| | | 平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.01 ＝ | (最高50万円) 円 00 |
| | | 平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.0075 ＝ | (最高37万5千円) 円 00 |
| 2 | 住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合 | 平成20年中に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.006 ＝ | (最高12万円) 円 00 |
| | | 平成19年中に居住の用に供した場合 | ⑨× 0.006 ＝ | (最高15万円) 円 00 |
| 3 | 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 | 平成19年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した場合<br>⑨欄の金額(最高1,000万円)……ⓐ(　　)<br>⑰欄の金額(　　)×0.02＋(ⓐ－⑰)×0.01＝ | | (最高12万円) 円 00 |
| 4 | 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 | 平成20年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合<br>⑨欄の金額(最高1,000万円)……ⓐ(　　)<br>⑰欄の金額(　　)×0.02＋(ⓐ－⑰)×0.01＝ | | (最高12万円) 円 00 |
| 5 | 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合 | ⑨が1,000万円以下のとき | ⑨× 0.02 ＝ | 円 00 |
| | | ⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき | ⑨×0.01＋10万円＝ | 円 00 |
| | | ⑨が2,000万円を超えるとき | ⑨×0.005＋20万円＝ | (最高35万円) 円 00 |

※ ⑱欄の金額を「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑱欄に転記します。

# ●申告書の機能改善変更内容

■メニュー画面より[300]個人決算書が選択できるようになりました。

■[1100]ＧＰ申告情報登録

※ＧＰ申告情報登録を訂正することで全ての申告書に反映するように機能改善しています。
（一部プログラムにおいては、[1100]ＧＰ申告情報登録より転記とします。）

**ご注意**

上記機能改善のため、**今回に限り**[10]基本情報登録を使用する前に必ず[1100]ＧＰ申告情報登録を開いて下さい。※[10]基本情報登録を先に開いてしまうと昨年入力した基本情報登録が消えてしまいます。[1100]ＧＰ申告情報登録を開くことにより基本情報の内容を移行します。
詳しい作業手順は別紙の通りです。確定申告書の作業を始める前に必ず行って下さい。
お手数をおかけしますがよろしくお願い致します。

■[10]基本情報登録

・[1100]ＧＰ申告情報登録より自動転記します。
　訂正するには8:GP申告（F8）を押して、GP申告情報登録より訂正して下さい。
　※但し、今回に限り上記注意事項に従って下さい。

・以下の項目において文字数を増やしました。
　※（　）内は増やした文字数
　氏名：（漢字６文字）
　住所：（各行漢字２文字）
　※平成○年1月１日の住所欄は変更なし
　還付先支店名：（漢字１文字）
　税理士名：（漢字４文字）
　郵便局名等：（漢字９文字）

GP申告からの転記は12文字ですが、枠が狭いため調整をお願いします。そのまま印刷するとはみ出します。ｵﾚﾝｼﾞ枠よりはみ出している場合は枠内に納めるように調整して下さい。

・文字数を増やしたことにより印刷を自動調整するようにしました。通常文字で印刷できる場合はそのまま印刷。枠を超える場合は合は自動的にサイズが小さくなります。
　※主に名前・住所（下図参照）

| ﾌﾘｶﾞﾅ | ｺｸｾﾞｲﾀﾛｳ |
|---|---|
| 氏名 | 国税太郎 |

| ﾌﾘｶﾞﾅ | ｺｸｾﾞｲﾀﾛｳ |
|---|---|
| 氏名 | 国税太郎１２３４５６７８９０１２３４５６ |

・自宅と事務所等の入力を固定し、上部のﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝの選択により転記をするようにしました。

■各様式ー共通

・年号欄をラジオボタンから→セレクトボタンへ機能改善致しました。
従来、サブミットボタンを選択した後に、年号をラジオボタンで選択していましたが、直接選択できるセレクトボタンにしました。

・配偶者控除額
生年月日が空欄の場合、配偶者控除を38万円とするよう機能改善致しました。
・配偶者特別控除額を手入力で０円とした場合は、印刷時に配偶者特別控除のﾁｪｯｸﾏｰｸを付けないように機能改善致しました。
・生年月日の控除額の自動計算をプログラム発送年度固定ではなく、データの年度と生年月日で自動判定できるように機能改善致しました。

■寄附金控除

寄附金控除の枠が変わり、住民税に関する事項の枠内に寄附金控除の枠が追加となりました。
入力枠及び様式等が変更となりました。

■社会保険料控除
「源泉徴収票のとおり」を選択できるようにしました。
□にチェックを付けることにより、社会保険料控除及び小規模共済等掛金控除の１行目に「源泉徴収票のとおり」と自動表示するように機能改善致しました。

★sb014【社会保険・共済等掛金控除】8031 (dev/pts/4)

拡大表示　縮小表示

電子申告添付書類の社会保険料に係る控除証明書等の記載事項を作成する場合は種類の選択をしてください。

| 行No | 社会保険料控除 | | 小規模企業共済等掛金控除 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ☑ 源泉徴収票のとおり | | □ 源泉徴収票のとおり | | |
| | 社会保険の種類 | 支払保険料 | 掛金の種類 | | 支払掛金 |
| 1 | 源泉徴収票のとおり | 98,400 | ◉小規模 ○個人型 ○障害者 | 小規模企業共済 | 120,000 |
| 2 | 国民健康保険 | 590,000 | ○小規模 ○個人型 ○障害者 | | |
| 3 | 国民年金 | 515,970 | ○小規模 ○個人型 ○障害者 | | |
| 4 | | | ○小規模 ○個人型 ○障害者 | | |
| 5 | | | ○小規模 ○個人型 ○障害者 | | |
| 6 | | | ○小規模 ○個人型 ○障害者 | | |
| | 合計 | 1,204,370 | 合計 | | 120,000 |

4:抹 消　5:終 了　7:演 算

■住宅借入金等特別控除申告書ー第１表内の計算
・平成20年に対応及び特定増改築等住宅借入金に対応するように機能改善致しました。

■Ｂ様式において
事業所得(営業等・農業)・不動産所得のサブミットを１つにまとめました。これにより個人決算書の読み込み指定をまとめて作業できるようにすると共に、所得の内訳書からの転記項目を各項目に追加致しました。第２表への転記項目を営業等だけでなく、農業・不動産にも追加致しました。

拡大表示　標準表示

事　業　所　得

決算書より読み込む場合にﾁｪｯｸを付けて下さい。
個人決算書　ユーザーコード：　一般：　8031 □　農業：　8031 □　不動産：　8031 □

営業等
青色申告決算書（一般）から転記

| 収入金額 | 必要経費 | 青色特別控除額 | 所得金額 |
|---|---|---|---|
| 〔ア〕 | | | 〔し〕 |

※"所得の内訳書より転記"にﾁｪｯｸが付いている場合は入力できません。

| 種目・所得の生ずる場所 支払い者の氏名・名称 | 収入金額 (源泉徴収税額対応) | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|
| | | 内 |

農業
青色申告決算書（農業）から転記

| 収入金額 | 必要経費 | 青色特別控除額 | 所得金額 |
|---|---|---|---|
| 〔イ〕 | | | 〔2〕 |

※"所得の内訳書より転記"にﾁｪｯｸが付いている場合は入力できません。

| 種目・所得の生ずる場所 支払い者の氏名・名称 | 収入金額 (源泉徴収税額対応) | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|
| | | 内 |

不動産
青色申告決算書（不動産）から転記

| 収入金額 | 必要経費 | 青色特別控除額 | 負債の利子額 | 所得金額 |
|---|---|---|---|---|
| 〔ウ〕 | | | | 〔3〕 |

※"所得の内訳書より転記"にﾁｪｯｸが付いている場合は入力できません。

| 種目・所得の生ずる場所 支払い者の氏名・名称 | 収入金額 (源泉徴収税額対応) | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|
| | | 内 |

所得の内訳より転記とした場合は
内容を転記してきます。
ここでも手入力可能です。
この枠で入力したものは第２表へ
転記します。

4:抹 消　5:終 了　7:演 算

■Ａ・Ｂ共通－第２表において全項目上書きをした場合、源泉徴収税額等が第１表と一致しない場合がある為、第１表の源泉徴収税額等を第２表の横にも表示するようにし、どちらからでも手入力可能とするように機能改善致しました。

■Ｂ様式－配当所得等の印刷

項目枠が狭いため、文字を小さく印刷しておりましたが、文字数は変えずに文字を大きくし、枠外に印刷するように致しました。（下図参照）

■第３表分離課税

・分離課税を選択した場合に第４表（損失申告用）が指定できませんでしたが、第４表-２を指定できるように機能改善致しました。（※一部制限があります）

・繰越損失内にある、『株式等の譲渡所得計算書から転記』の項目を項目[80]の横でも指定できるように機能改善致しました。

■印刷項目設定（下図）
・印刷する場合にチェックする項目と印刷しない場合にチェックする項目とに分け、予め官製用紙に印刷されてくる項目は、通常は印刷しないように機能改善致しました。
・指定項目を更に細かく分けました。
・住の印刷を初期値は印刷し、印刷したくない場合にチェックをするように機能改善致しました。（昨年と逆となっていますので指定内容をご確認下さい。）
・印刷項目指定を印刷時に指定できるようにしました。

■第４表損失申告書
・損失申告書を選択した場合、条件によりＢ様式の所得から差し引かれる金額[10]～[23]を印刷しないようにしていましたが、初期値は常に印刷し、印刷したくない場合は、『印刷項目設定』において印刷しないを選択できるように機能改善致しました。

・損失：第４表（２）をメニューから呼出しできるように機能改善致しました。

# ●各種計算書の改善内容

■所得の内訳書

・所得の種類に『株式等譲渡所得』の項目を追加しました。

・所得の内訳書に『必要経費』の入力枠を追加致しました。申告書に転記する場合に便利です。
　※所得の種類によっては必要経費が入力できません。

・全ての所得の種類を申告書の各サブミット内へ転記します。

平成20年分　所得の内訳書

所得の種類

1. 利子
2. 配当
3. 給与
4. 雑（年金等）
5. 雑（その他）
6. 短期譲渡
7. 長期譲渡
8. 一時
9. 営業等
10. 農業等
11. 不動産
12. 退職所得
13. 株式等譲渡

項目を追加しました。

【分離第３表・及び損失第４（１）表】

■医療費の明細書
　操作方法のヘルプ機能を追加致しました。

■株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書

・[12]本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額を上場株式損失繰越用付表2[A]合計を上限として自動計算するように機能改善致しました。

・項目の注記の一部が変更になっております。

■譲渡所得の内訳書（土地・建物用）

・用紙を１枚→10枚まで指定できるように機能改善致しました。

・項目の注記の一部が変更になりました。

・３面から１面と４面を指定できるように、４面から１面と３面を指定できるように機能改善致しました。

・３面の『②取得費』及び４面の『④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額』は自動計算のみでしたが、手入力優先項目に機能改善致しました。

■住民税 住宅借入金等特別控除申告書(確定申告用)
新たに、住宅借入金等特別控除申告書を作成致しました。

（市区町村提出用）

平成　　年度分　　住宅借入金等特別税額控除申告書

（確定申告書を提出する納税者用）

| 受付印 | 現住所 | | 整理番号 |
|---|---|---|---|
| | 1月1日の住所 | | |
| | 住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地 | | 電話番号 |
| 提出年月日 | | | ― ― |
| 年　月　日 | フリガナ | | 生年月日 |
| | 氏名 | 印 | ． ． |

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1　所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限る】

| 居住開始年月日（注1） | 新築又は購入 平成　年　月　日 |
|---|---|
| | 増改築等 平成　年　月　日 |

2　　　　から控除される住宅借入金等特別税額控除の計算

（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く) | | ① | |
| 平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額（注2） | 前年分の所得税の課税総所得金額 | ② | |
| | 前年分の所得税の課税山林所得金額 | ③ | |
| | 前年分の所得税の課税退職所得金額 | ④ | |
| | ②に対する所得税額相当額 | ⑤ | |
| | ③に対する所得税額相当額 | ⑥ | |
| | ④に対する所得税額相当額 | ⑦ | |
| | ⑤＋⑥＋⑦ | ⑧ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：肉用牛の売却価格 | ⑨ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：短期譲渡 | ⑩ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：長期譲渡 | ⑪ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：株式等の譲渡 | ⑫ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：先物取引 | ⑬ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：租税条約実施特例法における利子・配当 | ⑭ | |
| | 前年分の分離課税等の所得税額：⑨から⑭までの合計 | ⑮ | |
| | 税額控除：配当控除の額 | ⑯ | |
| | 税額控除：投資・リース税額等控除の額 | ⑰ | |
| | ⑧＋⑮－⑯－⑰ | ⑱ | （マイナスの場合は、0） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前年分の所得税額相当額 | 前年分の所得税額（税額控除前） | ⑲ | |
| | ⑲－⑯－⑰ | ⑳ | （マイナスの場合は、0） |
| 控除額の計算 | ①と⑱のいずれか少ない方の金額 | ㉑ | |
| | 税の住宅借入金等特別税額控除見込額（㉑－⑳） | ㉒ | （マイナスの場合は、0） |
| | 金等特別税額控除額（㉒×3/5） | ㉓ | |
| | 金等特別税額控除額（㉒×2/5） | ㉔ | |

（注1）2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、該当二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

（注2）「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

| 整理欄 | |
|---|---|

注意　この申告書の記載に当たっては、別に配布される各年度分に係る記載要領を参照してください。

※市区町村提出用・税務署確認用・本人控用をプリントできます。

# 個人決算書プログラムの変更内容

09.01

・個人決算書においては医師の付表の様式変更がございました。

※但し国税庁より医師の付表の電子申告は様式変更がない旨の連絡がありました。
この為、電子申告をする場合は、医師の付表についてのみ19年度プログラムで入力していただく必要がありますのでご注意下さい。
（[300] ＊ データの年度は『20』年プログラムの年度を『19』年にてデータ入力をして下さい。）

・減価償却において続表１頁(22行)を各様式において追加致しました。

現状のシステムでの行数は以下の通りです。行数が足りない場合は[150]減価償却プログラムをご利用下さい。

青色一般・農業　11行→33行
青色不動産　　　12行→34行
収支一般・農業　 6行→28行
収支不動産業　　 7行→29行　に増やしました。

・印刷画面において控用印刷ができるようにしました。
官製・白紙・白紙控用とわかり易くする為に画面を分けました。
プリント画面は全９頁となります。指定の際に表題をご確認の上、選択していただきますようお願いします。

## 新システム『Ｓｙｓｔｅｍ−Ｖ』においては両面白紙印刷が可能となりました。

# 贈与税申告書プログラム変更内容

09.01

平成20年贈与税申告書プログラムは、下記の内容について変更を行います。

## ＜第一表＞

・欄外の注意書きの「平成19年分以降用」→「平成20年分以降用」に変更になりました。

## ＜第二表＞

・欄外の注意書きの「平成19年分以降用」→「平成20年分以降用」に変更になりました。
・翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除欄が追加になり、様式及び計算式を変更致します。
・用紙の上部の注意書きと下部の注意書きが変更となりました。

## ＜第三表＞

・欄外の注意書きの「平成19年分以降用」→「平成20年分以降用」に変更になりました。
・翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除欄が追加になり、様式及び計算式を変更致します。

## ＜住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書＞

・上部の注意書きが変更になりました。

提出用

平成20年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成20年分以降用）

受贈者の氏名

私は次の規定による特例を受けます（□の中にレ印を記入してください。）。
□租税特別措置法第70条の3第1項（相続時精算課税選択の特例）　□租税特別措置法第70条の3の2第1項（住宅資金特別控除の特例）
□租税特別措置法第70条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
□租税特別措置法第70条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例）

（単位は円）

| 特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日 | 左の特定贈与者から取得した財産の明細（種類・細目・利用区分・銘柄等・数量・単価／所在場所等・固定資産税評価額・倍数） | 財産を取得した年月日／財産の価額 |
|---|---|---|
| 住所 | | 平成　年　月　日 |
| フリガナ　氏名 | | 平成　年　月　日 |
| 続柄　生年月日　年　月　日（明治1、大正2、昭和3） | | 平成　年　月　日 |

| 相続時精算課税分 | | 番号 |
|---|---|---|
| 課税価格の計算 | 財産の価額の合計額（課税価格） | ⑯ |
| | ⑯のうち　住宅取得等資金の額 | ⑰ |
| | ⑯のうち　特定同族株式等の額〔一の特定同族法人に係る特定同族株式等の価額の合計額が500万円以上の場合に限ります。〕 | ⑱ |
| | ⑯のうち　住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（⑯－⑰－⑱） | ⑲ |
| 住宅資金特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円） | ⑳ |
| | 住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳） | ㉑ |
| | 住宅資金特別控除額（⑰の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ |
| | 翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑳－㉒） | ㉓ |
| | 特定同族株式等特別控除額（500万円） | ㉔ |
| 特別控除額の計算 | ㉒及び㉔控除後の課税価格（⑯－㉒－㉔） | ㉕ |
| | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ㉖ |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－㉖） | ㉗ |
| | 特別控除額（㉕の金額と㉗の金額のいずれか低い金額） | ㉘ |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉖－㉘） | ㉙ |
| 税額の計算 | ㉘の控除後の課税価格（㉕－㉘）【1,000円未満切捨て】 | ㉚ 000 |
| | ㉚に対する税額（㉚×20%） | ㉛ 00 |
| | 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ㉜ |
| | 差引税額（㉛－㉜） | ㉝ |

| 上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況 | 申告した税務署名 | 控除を受けた年分 | 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。） |
|---|---|---|---|
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

※ 税務署整理欄　整理番号　名簿　届出番号　－　確認

（注）※印欄に記入しないでください。　（資5－10－2－1－A4統一）

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

平成20年分贈与税の修正申告書（別表）

第三表（平成20年分以降用）

受贈者の氏名

① 修正前の課税額（第一表）　（単位は円）

| 区分 | 項目 | 番号 | 金額 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ 暦年課税分 | 財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| | 配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）円 | ② | |
| | 基礎控除額 | ③ | 1100000 |
| | ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 | ④ | 000 |
| | ④に対する税額 | ⑤ | |
| | 外国税額の控除額 | ⑥ | |
| | 差引税額（⑤－⑥） | ⑦ | 0 |
| Ⅱ 相続時精算課税分 | 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 | ⑧ | |
| | 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 | ⑨ | |
| Ⅲ 合計 | 課税価格の合計額（①＋⑧） | ⑩ | |
| | 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】 | ⑪ | 00 |
| | 納税猶予税額 | ⑫ | 00 |
| | 申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫） | ⑬ | 00 |

② 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額（第一表）」及び「③修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。

| 相続時精算課税分 | 項目 | 番号 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 課税価格の計算 | 財産の価額の合計額（課税価格） | ⑯ | |
| | ⑯のうち　住宅取得等資金の額 | ⑰ | |
| | ⑯のうち　特定同族株式等の額 | ⑱ | |
| | ⑯のうち　住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（⑯－⑰－⑱） | ⑲ | |
| 住宅資金特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円） | ⑳ | |
| | 住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳） | ㉑ | |
| | 住宅資金特別控除額（⑰の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ | |
| | 翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑳－㉒） | ㉓ | |
| | 特定同族株式等特別控除額（500万円） | ㉔ | |
| 特別控除額の計算 | ㉒及び㉔控除後の課税価格（⑯－㉒－㉔） | ㉕ | |
| | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ㉖ | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－㉖） | ㉗ | |
| | 特別控除額（㉕の金額と㉗の金額のいずれか低い金額） | ㉘ | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉖－㉘） | ㉙ | |
| 税額の計算 | ㉘の控除後の課税価格（㉕－㉘）【1,000円未満切捨て】 | ㉚ | 000 |
| | ㉚に対する税額（㉚×20%） | ㉛ | 00 |
| | 外国税額の控除額 | ㉜ | |
| | 差引税額（㉛－㉜） | ㉝ | |

③ 修正申告によって異動した事項

| 異動の内容 | 異動の理由 |
|---|---|
| | |

※ 税務署整理欄　整理番号　名簿　義務的修正期限　年　月　日

（注）※印欄は記入しないでください。　（資5－10－3－1－A4統一）

（第三表は、申告書第一表及び第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

# ＬＸプログラム価格表　09.01

（税込金額）

■ 確定申告書プログラム

| １本分 | ２本分 | ３本分 | ４本分 | ５本分 | ６本分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 73,500 | 88,200 | 102,900 | 117,600 | 132,300 | 132,300 |

■ 青色決算書・収支内訳書プログラム

| １本分 | ２本分 | ３本分 | ４本分 | ５本分 | ６本分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 42,000 | 50,400 | 58,800 | 67,200 | 75,600 | 75,600 |

■ 贈与税申告書プログラム

| １本分 | ２本分 | ３本分 | ４本分 | ５本分 | ６本分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 31,500 | 37,800 | 44,100 | 50,400 | 56,700 | 56,700 |

※６台以上でご使用になる場合は、サービス課までお問い合わせ下さい。

※改正保守をご契約しているお客様は自動的にプログラムが届きます。（プログラム注文は不要です。）

※説明書はCDにPDFとしてﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑと一緒に保存してあります。
**印刷した説明書をご希望のお客様には有料にて承っております。**
必要な場合は冊数をご記入下さい。改正保守に加入している場合でも有料となります。

※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎年かかります。この機会に改正保守をご検討頂きますようお願い致します。必要な場合は別途お見積もり致します。

詳しくは、納品時同封の『ＬＸ保守のご案内』をご一読下さいますようお願いします。

例）改正保守１台分
所得税関連ｾｯﾄ(確定申告・個人決算)　月額4,200　年額42,000
資産税ｾｯﾄ(贈与・相続)　月額2,100　年額21,000

複数台の場合は価格が変わります。
また、ｿﾌﾄ１本１本の改正保守もございます。

きりとりせん

# 注文書　09.01

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入下さい。
※取扱説明書は１冊につき1,050円かかります。　（確定は2冊で１組2,100円です）

■ 確定申告書プログラム

| 本　数 | 価　格 | 端　末　機　名 | 取説 |
|---|---|---|---|
| 本 | ¥ | | 組 |

■ 青色決算書・収支内訳書プログラム

| 本　数 | 価　格 | 端　末　機　名 | 取説 |
|---|---|---|---|
| 本 | ¥ | | 冊 |

■ 贈与税申告書プログラム

| 本　数 | 価　格 | 端　末　機　名 | 取説 |
|---|---|---|---|
| 本 | ¥ | | 冊 |

<端末機名>

立ち上がり画面のここに端末機名を表示しています。

例）x01、w010等

プログラム金額
取扱説明書金額
お申し込み金額合計　円

| 御社名 | |
|---|---|
| ご担当者名 | |
| ご住所 | |
| Emailｱﾄﾞﾚｽ | |

ご注文ＦＡＸ　０４２－５５３－９９０１

# 平成20年 所得税確定申告書システムが届く前の準備のお願い

平成20年確定申告書において、[10]基本情報登録は[1100]GP申告情報登録を参照するようになります。その為、今回に限り、以下の手順で各ユーザのＧＰ申告情報登録を呼び出していただく作業が必要となります。 ※[1100]ＧＰ申告情報登録を行っているお客様は以下の作業は不要です。

手　　順　※各ユーザで行ってください。

１．[97]ＧＰ年度更新を実行し、確定申告・個人決算書・消費税の年度繰越を行います。
※必要な項目を年度繰越して下さい。

２．[1100]ＧＰ申告情報をにて「個人登録」を開きます。

操作方法

1. [97]ＧＰ年度更新を実行します。ﾊﾞｰｼﾞｮﾝがV-1.44になっていることを確認して下さい。
※V-1.44でない場合は、年末調整プログラムに同封した『年度更新(確定申告書)・LX環境更新プログラム』の転送作業を先に実行して下さい。

2. 項目を指定します。
『必要な項目』、もしくは、『99全項目』を指定して下さい。

※年度更新が必要なユーザコードが複数ある場合は、続けて年度更新作業を実行して下さい。

3. [1100]ＧＰ申告情報を実行します。
ＧＰ申告情報に登録がない場合は、１度限りですが、確定申告の基本情報登録→個人決算書の各表１ページめの登録 の順にデータを転記して自動表示します。

4. ユーザコードと年度を指定し、「１：入力・訂正」を選択します。

5. 下図の画面を表示しますので、「3: 個人登録」を選択して下さい。

6. ＧＰ申告情報登録の内容を自動表示しますので、内容確認後、終了(F5)を押して下さい。